次

記紀地名伝説対照表 序にかえて一地名伝説における2つの型

B 景行朝を中心に

記紀地名伝説の座標

五、記紀地名伝説の実像 地名伝説の、古代と後代とを分けるもの

神武朝を中心に

六、収

束

補 注

、序にかえてー ―地名伝説における2つの型

ものの中に、相異なる2つの型(タイプ)を区別することが出来る。解説型囚と伝説型囚とである。たとえば 般に、古代地名伝説 (記紀・古風土記に現れた地名伝説をいう。 以下、「地名伝説」という)と認められている

――注、阿部)号くる所以は、往来の道路、江海の津済を隔てず、郡郷の境堺、山河の峯谷に

例(1)

然 (常陸国と―

源 蔵

阿

部

日本武の東征物語を中心に 景行の西征物語を中心に

漬す義によりて、此の国の名と為せり。風俗の諺に、筑波岳に黒雲拄り、衣袖 漬 の国といふは是なり(i)。 (常)が かりき。時に、乗輿を停めて、水を翫で、み手を洗ひたまひしに、御衣の袖、泉に垂りて沾ぢぬ。便ち、 て 相続ければ、直通の義を取りて、名称と為せり闾。或るひといへらく、倭武の天皇、東の夷の国を巡 狩 はし 新治の県を幸過ししに、 国造毗那良珠命を遣はして、新に井を堀らしむるに、流泉浄く澄み、尤好愛し 袖を

陸国風土記

総記)

り、 まさに冒頭のA解説型の典型といえるであろう。もちろん、これは当時としては稀有の例で、解説の質的な高さにお は伝説的要素は皆無である。 ず回と印とでは内容が全くちがう。印は日本武の東征(巡狩)伝説を母胎とし、これに風俗の諺を結合して成ってお 野名号所由」云々という、あの詔命に応じて2説同時に録上されたものであることは云うまでもない。にもかかわら 2説を並記している珍しい例である。もちろんこれは、和銅6年5月の風土記撰進の詔――その中の一項に「山川原 右は常陸国風土記の冒頭(総記)にのせられている地名伝説であって、常陸の国の国号の由来について、たまたま もっとも伝説らしい伝説であって、冒頭に示したB型の典型というにふさわしいものである。これに反して印に かつ常陸の国をとりまく地理的条件を正しくとらえての客観的・論理的な説明であって、

常陸 ひたかちなり。かを略す。都よりこの国まで ひたものかち路なり。此の国は日本の東のはしなればな

り。下略。(貝原益軒『日本釈名』地名五)

いては江戸時代の学者のそれに迫るものがある。たとえば

いへり。この説いとめでたし。こを思へば顕昭が説(古今顕注に「ひたかちなり」と云っているのをさす。 立入信友云 日高へ景行天皇紀を思ふに、今の蝦夷地にて常陸へかの日高へ通ふ道なれば、日高道なるべしと

阿部)も捨がたし。(藤原彦麻呂『諸国名義考』上)

与し、その原稿を検閲したにちがいない。まず冒頭に坐った国号の由来の原案(5)を見て、あまりにも伝説的・常套的 この国に赴任した藤原宇合(長官)・高橋虫麻呂(のうちのどちらか、多分宇合?)が、この国の風土記の編集に関 説が、数百年前、はやくも常陸国風土記の冒頭に坐っていたとは、驚異という外はないが、これは当時地方官として まえつつ、日高への道>ヒタカヂ>ヒタチ。これは阿波の国への道筋に当る島をアハヂ島というにならったものであ 考えたのであって、全く同工異曲の説と云うべきであろう。これに対して『名義考』の方は、顕昭のヒタカチ説をふ 者の説に迫るほどの出来ばえであったので、第一案として異議なく冒頭に坐ることになった。ただ旧説的もこれを捨 来た東下りの旅の実感にもとづいて、とりあえず一案を提起した。それがヒタミチ説间である。それは数百年後の学 な説明にヘキエキした。遣唐副使として渡唐し、中国的な教養と思考とにならされた彼は、たった今しがた経過して の2説あたりが簡にして要をえた、尤なるものというべきか)。ともあれ元禄時代の学者のそれと肩をならべる語源 ることは云うまでもないが、とにかく釈名の説を一歩進めたものとは云えるであろう(このほかにも諸説あるが、こ てかねて第二案として併記することとした。両説並記の事情はこのような次第ではなかったか。 の説は、ヒタカチ (直徒)の国>ヒタチの国と考えたのに、地名伝説のは、 ヒタミチ (直通)>ヒタチと

ないし語源説として、(6)一般つまり地名伝説とは峻別すべき性質のものでなければならない。とりあえず、冒頭にA

従来はこの回を、回と一括してあやしまなかったがそれは不当である。これはもはやリッパな地名解説

43

・B両型を立てて区別を明らかにしたゆえである。

記紀の地名伝説にも、もちろんこの両別がある。

山由理多に在りき。故、其の山由理の名を取りて、佐韋河と号けき。山由理草の本の名は佐韋と云ひき。(古 是に其の伊須気余理比売命の家、狭井河の上に在りき。(中略)其の河を佐韋河と謂ふ由は、其の河の辺に 中、神武記。ただし原文は「其の河を」以下割注)

例③(秋八月の壬午の朔に、日葉酢媛を立てて皇后としたまふ。皇后の弟の三の女を以て妃としたまふ。唯し竹野

自ら輿より堕ちて死りぬ。故、其の地を号けて堕国と謂ふ。今弟国と謂ふは 訛 れるなり。(日本書記自ら輿より堕ちて死りぬ。故、其の地を号けて堕国と謂ふ。今弟国と謂ふは 訛 れるなり。(日本書記

媛のみは、形姿醜きに因りて、本国に返しつかはす。則ち其の返しつかはさるることを羞ぢて、葛野にして、

ナ

例 尺五寸。天皇祈ひて曰く、「朕、土蜘蛛を滅すこと得むとならば、将に茲の石を蹶ゑむに、柏の葉の如くして 挙れ」とのたまふ。因りて蹶みたまふ。則ち柏の如くして大虚に上りぬ。故、其の石を号けて、蹶石と曰ふ。 天皇、始め、賊を討たむとして、柏峡の大野に次りませり。其の野に石有り。長さ六尺、広さ三尺、厚さ一

(同上、巻第七)

例②はA型、例③④はB型。これらも従来は地名伝説として同列に扱われて来たものだが、まず例②について。こ

も質的にも次元を異にするもので、これ(例②)もまた「地名伝説」とは云いがたい。よって本稿の対象から外すこ もともと自注とは本文の文意を明らかにするために設けられる注釈である。本文にのせられた地名伝説とは時間的に れは古事記の自注であって、上記の常陸の国号囘と同様、伝説的要素を全く含まず、しかもきわめて解説的である。

対象はもちろんこの種のもの(もっとも原初的な地名伝説)を中心とする。例④も、伝説としては③と全く変りのな 上下対象して示すと次のとおりである。 いものだが、対象が「石」であって地名とは云いがたいので、これ(およびこの種のもの)も本稿の対象外とする。 以上のような立場から、 例③は、B型の代表例として出したもので、記紀の地名伝説の圧倒的多数、ほぼ9%はこれに属している。本稿の 記紀の地名伝説を拾りと、記3・紀69となる。その分布状態を、天皇の世紀をメドとして、

## 二、記紀地名伝説対照表

3		2		1	;	
スガ	(大八)	オホ	(淤能	オノ	地	
(須賀)	島国)	ヤシマグニ	碁呂島)	ゴロジマ	名	古
須佐之男		"	• 伊邪那美	伊邪那岐	主要人物	事
新居の地を求さ	で斯く命名。	八つの島を生ん	島となる。	塩が自ら凝っ	摘要	記
め		<u>ہ</u>		神	天券	
				代	天巻 皇 名・	
3 ア 六	- (天)	2 オホヤ	(殷馭	1 オノゴ	地	
アハジノシマ	八洲国)	ヤシマノク	慮島)	ゴロシマ	名	日
"	er T	"	<b>奘</b> 冉	伊奘諾・伊	主要人物	本書
島の出	で斯く命	八つの	島となる。	潮が自ら凝	摘	紀
来、「心	名。	の島を生ん	•	ら凝って	. 要	

				7	<u> </u>	: .		
系本『古事記』   地名の読み方は		(宇陀之血原) ・ サイ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ラザキ (訶_	水	6 ラノミナト (男)	4 タデツ(蓼津)		
事文み方は大		迦 〃 斯	神武·兄宇	神武とその	ル 五瀬	軍団神武とその	,	
		した所。 兄宇迦斯を誅殺	鳴鏑の落ちた所。	いる はっぱん はっぱん はんて死す。	五頼、雄たナゾ所。	がった所。		て「心清々し」と。
					i	神武		
16 15 トミ(鳥見)	14 13 12 スミサカ(墨坂)	11 ウダノチハラ	10 水門) 水門)	タノミナー 廻奇)	7 タデツ(蓼津)	6 ナニハ(難波)	5 タカヤ(竹屋)	4 スガ (清)
・長髄彦 神武の軍団	・ヤソタケ	・兄猾の軍団	神武の軍団	<i>"</i>		軍団 神武とその	木花開耶姫	素戔鳴
葛網を以て土蜘 髄彦の敗れた所。	男軍・炭火を置い	所。発を誅殺した所。	鳥に導かれて険	五瀬、雄たけびれて難を免る。	人、大鼓こかく けびをした所。 ではなって雄た	潮流速き所。	竹林となる。	て心「清々し」と。

屎、褌につく。		29 クスパ (樟葉)		んだ所、団は敵を		ハフリソノ(波	14
ら)を脱いだ所。				⑬は敗兵が河に浮		ウガハ(鵜河)	13
敵兵が甲(かわ		28 カワラ(伽和羅)		屎が褌についた所。	・建波邇安		
所。	埴安	振苑)		対峙した所、⑫は	日子国夫久	クスパ (久須婆)	12
敵軍を大破した	一彦国葺・武	27 ハフリソノ (羽		圧する。⑪は両軍			
た所。		河)		波邇安の反逆を鎮			
両軍が相対峙し	-	26 イヅミガハ(泉		日子国夫玖、建		イヅミ(伊豆美)	11
を踏みならした所。		巾		もとへ通う。	玉依毘売	٠	
官軍が山の草木		25 ナラヤマ (那羅	崇 神	大物主がヒメの	大物主・活	ミワ (美和)	10
		本国)					
下して命名する。		ノクニ(虚空見日					
空から国土を見	饒速日	24 ソラミツヤマト					
土に命名する。		津洲)					
国見をして、国	神武	23 アキヅシマ (秋					
行賞の地。	*	目邑)				٠	
大久米に対する	神武・大久	22 クメノムラ (来			· ·		
った所。	弟猾						•
呪禱用の土を取	椎根津彦·	21 ハニヤス(埴安)					
した。		枕田)					
で敵軍をセンメッ	ソタケル	20 ツラマキダ(頬				. Y	
⑩で城を造り、⑩	・磯城のヤ	19 キダ (城田)					
⑱で雄たけびをし、	神武の軍団	18 タケダ (猛田)				 う。	
⑪に大軍が集合、	<u> </u>	17 イハレ (磐余)		-	したが	の訓方にしたが	
蛛を誅殺した所。	• 土蜘蛛				个書紀.	同『日本書紀』	

													1							,			
			24	_	23	22	_	21		20		19		18		17		_	16		15		布
* i			※へ (三重)	(杖衝坂)	ツヱツキザカ	タギ (当芸)	(居寐清水)	井サメノシミヅ		アヅマ(阿豆麻)		ヤキヅ(焼遣)		オトクニ(弟国)		サガラカ(相楽)		(和那美之水門)	ワナミノミナト		アヒヅ(相津)	· .	布理曽能)
								_				_		$\overline{}$		<u> </u>				沼			_
								倭 建						£		垂二・円牙		(オホタカ)	山辺大鶴	沼河別	大毘古・建		
	-	三重に曲った所。	めた所、図は足が	にすがって歩き始	なえた所、図は杖	めた所、図は足が	山神の妖気からさ	した所、②は伊吹	妻をしのんで三嘆	ぼした所、図は亡	次⑩は国造を焼亡	倭建、東征の途	所。	渕に堕ちて死んだ	死せんとし、⑱で	離別されので縊	廻る。	跡を追って諸国を	主のために鵠の	道を巡回平定	高志・東方十二		セン滅した所。
												景	-		;				垂				
												行			•				仁		-1		· 
	40		39	38		37	1627	36		35		34			33		32		31				30
	ヒノクニ(火国)		ミヅシマ(水島)	ヒムカ(日向)		チダ(血田)	榴市)	ツバキチ(海石	-	オホキダ(碩田)	-	ミヤコ (京)			オトクニ(弟国)	(弥摩那国)	ミマナノクニ		ツヌガ(角鹿)				アギ (我君)
	景行	の祖小左	景行・山部	景行	· ·	<u></u>	朱子。二郎		+	"		景行			竹野媛		<b>"</b>	斯等	都怒我阿羅				
て命名。	景行、霊火を見	て、清水涌出する。	小左、天に祈っ	国形を見て命名。	した所。	土蜘蛛をセン滅	の戦備をした地。	土賊討伐のため	する。	地形を見て命名	<b>‹</b>	西征して行宮を置		堕ちて死んだ所。	離別され、渕に	名を授けられる。	帰国してこの国	来着した所。	阿羅斯等の帰化			ギと云った所。	敵が降服してア

		,			26		25	T			-												
			:		2 ツヌガ(都奴賀)		3 ウミ (宇美)			-							-						
	-			沙和気神	太子·伊奢		神功			÷ :	•			-									-
			:	と名を易えた所。	巡回の途次、神	子を産む。	外征の帰途、太													. *			
		***			含む)	(神功を	仲哀																:
	52 マツラ (松浦)		51 ヤス (安)		50 ミカサ (御笠)		49 イト (伊覩)	醒泉)	48 ヰサメガヰ (居	(吾嬬国)	47 アヅマノクニ	水	46 ハシリミヅ (馳	: 1	45 ヤキツ (焼津)		44 イクハ (的)	女国)	43 ヤメノクニ (八	木国)	42 ミケノクニ (御		41 アソ (阿蘇)
	"		神功	熊鷲	神功・羽白	手 100 110	仲哀・五十		,. <b>//</b>	i	日本武	橘媛	日本武・弟	賊	日本武・土		景行・膳夫	津媛	景行·八女		景行	都彦	景行・阿蘇
「祈釣り」をする	巡狩の途次	「心安し」と。	征討を終えて	吹き落とされる。	征討の途次、笠	手に因み命名。	南国巡狩、五十	から醒めた所。	伊吹山神の妖気	亡妻をしのぶ。	碓氷坂上に立ち	橘媛入水した所。	風浪にあい、弟	き亡ぼした所。	東征、土賊を焼	参を忘れた所。	膳夫等、盃の持	よって命名。	所の女神の名に		大樹を見て命名。	て命名。	国神の名によっ

		•				-						28							27				
											津前)	こミツノサキ						(訶和羅前	カワ				
												ノサキ						糖前)	ラノ				
-		٠.'							•			御							サキ				
-											日売	仁						郎子	宇				
												仁徳·石之						郎子・大山守	宇遅能和紀				
	. •							•				之					•		紀				
										た所。	日売が柏葉を流	愛棲					と鳴った所。	討つ。甲がかわら	宇遅、				
											が柏葉	がも					た所	甲が					
											を流、	愛情がもつれて					6	かわ	大山守を				
			-		-		·				<u>ا</u>	て 仁		_	- 1	:	<del></del> ,	<u>り</u>	を    応				
		_										徳							神				
64		63		62		61	_	60		59		58	11=	57			56		55		54	-	53
モズ	(鷹甘邑)	タカカヒノ		タマ	(葉済)	カシ	エマー	7	マ (強	コハ		ホリエ	坂)	ウマ		(鹿来水門)	カコノ	(韓人池)	カラ	15	アフ		ウミ
モズノミミハラ	邑	カ		テ	5	$\tilde{\lambda}$	2	-	1.74							<b>√!</b> `		/	٠.		•		
3		ح		$\overline{}$		1	乡	セノ	頸断	クビ				ヤザ		水門	7	池	ピ		サカ		字
こ		ヒノムニ		タマテ (玉代)		ノワタリ	マ(衫子断間)	モノコノ	(強頸断間)	クビノター				ウマヤザカ (		水門)	ミナ	池)	ビトノイル	-	サカ(逢坂		(宇瀰)
	<u>.</u>	ムラ	俄	(宝代)		カシハノワタリ	子断間).	コロモノコノタ	頸断間)	コハクビノタエ		ェ (堀江)		ヤザカ(廐		_	ノミナト	池	カラビトノイケ		アフサカ(逢坂)		(字瀰)
	<u></u> 스	ムラ 酒君	俄能胡	· <u> </u>			子断間).	セノコノタ 衫子	頸断間)	クピノタエー 強頸		堀江)		〔廐		水門)   君牛	シナト	池)		• 忍熊	_		(宇瀰) / /
	_ 스	ムラ 酒君	俄能胡	· <u> </u>			子断間)	_	頸断間)							_	シナト	池)	ビトノイケ 武内宿称	- 忍熊	_		(宇瀰) / /
ハラ 築陵中、鹿	<u></u> 스	ムラ		(玉代) 磐之媛・阿		ノワタリ 仁徳・磐之		_			Įį.	堀江)		〔廐	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	) 君牛	ミナ			忍熊	サカ(逢坂) 神功(武内)		(宇瀰) / 〃 一
築陵中、鹿	人	ムラ 酒君(帰化		磐之媛・阿		仁徳・磐之		衫子	頸断間)	強頸	地をひ	(堀江) 仁徳		(廐 阿直岐	逢う。	) 君牛	ミナト 応神・諸県		武内宿称	忍熊	神功(武内)	子を産	"
築陵中、鹿一百舌、	· ·	ムラ 酒君(帰化		磐之媛・阿		仁徳・磐之	2子断間)   を免れる。	衫子		強頸	地をひらく	(堀江) 仁徳		(廐 阿直岐	逢う。	) 君牛	ミナト 応神・諸県	池) せた所。	武内宿称	忍熊	神功(武内)	子を産む。	"
築陵中、鹿	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ムラ 酒君	俄能胡を免れた所。	· <u> </u>	媛   御綱葉を流す。			_			地をひらく。	堀江)		〔廐	逢う。	_	シナト			・忍熊とにくだく。	_	子を産む。	(宇彌) / 〃 / 外征の帰途、太

	34		33	32	31	30	29	
	シメス(志米須)	(金鉏岡)	カナスキノヲカ	豆野)アキヅノ(阿岐	クレハラ(呉原)	(遠飛鳥) アスカ	(近飛鳥) チカツアスカ	
	の老人顕宗・猪甘	(をとめ)	雄略•媛女		雄略・呉人	水歯別	婆訶理・曽	
	りの地を示す。老人の子孫に縁	を見て歌を詠みか	行幸の途次媛女	を泳り。吉野に幸して歌	した所。	禊をした所。	した所。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
武	顕				雄		履	
烈	宗				略		仲	
69			68	67	66			65
キノへ(城上)		:	クレハラ(呉原)	クレサカ(呉坂)	(蜻蛉野) アキヅノヲノ			チ(県守渕)
大伴室屋			雄略・呉人		雄略			現る。 現る。
城を造った所。		の地。	呉人の帰化定住	の道を告る。	の虻を食う。 蜻蛉、雄略の腕			鬼を除く。 鬼を退治して衆

# 三、記紀における地名伝説の座標

気のつくことは、 (神代 地名伝説の全く現れていない部分(A)と地名伝説の頻繁に現れる部分(B)とが截然と分かれて 推古)、 日本書紀(神代――持統)の全体系を思いうかべつつこの表を見ていただきたい。まず

してむしろ当然というべきであろう。 を彷彿させるものがある。記紀の各巻は原則として、帝紀十旧辞の形で編まれているのに、たまたま①②③の各巻は るような、生彩に満ちた文学的ないし物語的な記述が全く欠けているのである(ただし、綏靖紀にはひとつだけタギ ①②③にはいちじるしい共通点がある。第一に記述がきわめて簡略である。しかも他の部分とはちがって、ただ天皇 旧辞が欠けていて、帝紀だけで成立している巻々と思われる。この部分に地名伝説の現れないのは、記述の性格から 分へ繰りあげて処理している)。つまりこの部分は系譜的色彩の濃厚な部分であって、記序に云う「帝紀」のすがた の称号・続柄・皇居の所在・后妃・年令・陵墓……等の数項目についての、事務的な記述にとどまる。他の部分に見 では③綏靖 シミミノミコトに関する歌物語がのせられているが、これはきわめて異例で、古事記ではこれを神武記のおわりの部 A地名伝説の全く現れない部分について―― ―開化の8代、④継体――持統の16代。この部分には地名伝説が全く現れていない。なぜだろう。まず 古事記では①綏靖 --開化の8代、 ② 仁 賢 |推古の10代。 日本書紀

内容は前項の場合とはむしろ逆である。継体紀以降、ときに例外もなくはないが、記述の内容はしだいに詳密の度を 加えてゆく。そしてその大きな節目は欽明紀にあり、その前と後とで記述の様相が一変することは周知のとおりであ 次に、④継体紀以下16代の記述について――この部分にも地名伝説の現れないことは前項と同様であるが、記述の

的)から記録伝承(史官的)への変革であって、欽明紀以降の記述様式の変化はこれに対応するすがたであったろう る。これは継体――宣化の交を過渡期として、伝承史上ひとつの変革が行われた。つまりそれは口頭伝承 (語り部

また衆目の見る所である。

紀の地名伝説の下限もまたこれとほぼ一致していることは、この間の事情を端的に示すものと云えるであろう。 来ようか(後述)。諸氏相伝の旧辞の下限を顕宗記――継体紀の交に置くのが諸家のほぼ一致した見解であるが、記 結果であって、記録伝承にはもともと地名伝説はなじみにくいもの、というよりも不必要なものであったからに外な らない。逆推して、 記述内容の画期的な増大にもかかわらず、継体紀以降、書紀において地名伝説が跡を絶つのも、やはりこの変革の 口頭伝承には地名伝説はなじみ易い、むしろ必要欠くべからざるものであった、ということが出

以上の外にも、

なお地名伝説の現れない部分はある。古事記では、成務・反正・允恭・安康・清寧の5朝。書紀で

外の巻々と同様、記述内容が、帝紀十旧辞から成っており、①――③の帝紀のみから成っているのとは事情がちがう。 まれていなかった、という偶然の結果にすぎない。ということは、履仲記・顕宗記に地名伝説が出て来るのに、 は、成務・履仲・反正・允恭・安康・清寧・顕宗・仁賢の8朝がそれである。ただこれらの巻々は、上記①-V, されるであろう。もちろん両書に採択された旧辞そのものの内容のちがいによるものであることはいうまでもあるま の両巻にはこれが無く、逆に武烈紀に地名伝説があるのに古事記の同巻にはこれが無い、ということによっても了解 これらの巻々に地名伝説が現れないのは、たまたまそれらの巻々に採択された旧辞に、地名伝説を含む物語が取りこ |④以 書紀

記録伝承にもとづく部分であること。したがって地名伝説のよく現れるのはそれ以外の部分、つまり旧辞の部分にか (地名伝説のよく現れる部分)について――地名伝説の含まれていない部分は、前項の考察の結果、帝紀および

ぎられることも自ら明らかとなった。

であった。とりわけ6世紀中葉以前の国内的史料としては、ほとんどこれ以外には考えられない。その(旧辞) 旧辞は帝紀とともに、 古事記の史料としてはほとんど唯一のものであり、同時に書紀の史料としても不可欠のもの の内

容はごく要約して示せば、おおよそ次のようなものと考えられる。

① 祭祀の思想を内容とし、祭祀に関連して伝承されたもの、

3 2 歌謡を含み、もしくは興味の多い物語から成り、芸能中心に伝承されたもの、⑥ 氏族の歴史を内容とし、氏族によって伝承されたもの、

の中の、②関連の伝承中にすえられている、といえるであろう。

このうち、地名伝説の現れるのは②の項目にかぎられ、

したがって、記紀における地名伝説の座標は、

まさに旧辞

きであった、というべきであろう。 害とを異にする諸氏族によって個別に伝えられる以上、日ごとに乖離の巾をひろげて行くのは、むしろ当然のなりゆ 各種の異本が並存するにいたったことは記序の伝えるとおりである。天皇の嘆きにもかかわらず、たがいに出自と利 氏々に伝写されて、しだいに広まってゆく。その各過程において有意・無意の改竄が加えられて、天武朝にはすでに な変化をとげながらも、しだいに化石化の道をたどったであろう。それもやがては記録に移され、天皇家をとりまく はそのままの形で語り継がれたであろう。しかしながら日を追って盛行におもむく記録化の波に洗われて、 旧辞は元来、天皇家所属の語り部によって伝承され、記録の術(すべ)が実用化した欽明朝以降も、 なおしばらく ゆるやか

か この中にあって地名伝説もまた大小さまざまな影響を受けて、変形を余儀なくされたであろうことは論をまたない しかし、地名に結合された部分とその周辺とは容易に原型を変えようとはしなかった。それは壁に押された画鋲

どその大部分を地名伝説によって埋め尽くされている。右の詔命は、必ずしも「山川原野名号所由」だけを求めてい このことは古風土記においてとくにいちじるしい。和銅6年5月の詔命によって撰進された各国の風土記は、ほとん が画面の凋落にもかかわらず、その周辺のわずかな部分とともに、原形を保存し得ていることと酷似するものがある。 所由」)と結びついていたか、さらにまた、地名伝説と結びついた旧聞異事が伝承的風化に対して、いかに強い抵抗 く「古老相伝旧聞異事」を載せようとしたか、そしてまた、その「旧聞異事」がいかに多く地名伝説(「山川原野名 るわけではない。にもかかわらず、現存の古風土記がそのような状況を呈していることは、その編者たちがいかに多

力を有していたかを物語るものと云えようか。 る試みに外ならない。 それは地名に対する、古代人の解釈的意図もしくは語源意識(以下、国語意識という)の萠芽をそこにさぐろうとす における地名伝説もまた、その見かけにもかかわらず、後代の国語意識へとストレートにはつながらないのである。 かくされた地名伝説の実像を見失っているかに思われる。魚の形をした鯨は海中にばかり居るとはかぎらない。記紀 記紀の地名伝説が顕宗(記)・武烈(紀)の交を下限として、以後跡を絶つことについてはしばしば触れてきたが、 地名伝説は、しばしば国語学者にとりあげられて、国語学史ないし国語意識史などの巻頭にすえられることがある。® 地名に対する解説的記事の、正史上に初めて姿を現すのは、管見に入ったかぎりでは、神護景雲2年6月であ 四 地名伝説の、古代と後代とを分けるもの しかしその試みは、一見地名の由来を説いているかに見える、その外観に眩惑されて、背後に

爾来、 って、その間ざっと2百数十年のブランクがある。 2百数十年をへだてて現れたそれは、しかしもはや地名伝説などと呼ばれるようなものではなく、むしろ純然たる

地名解釈とでも呼ぶべき性質(序章に述べた「A型」に近い)のものとなっている。それとこれ(記紀地名伝説)

を対比して示すと、

(神護景雲2年6月閏6月)武蔵国橘樹郡人飛鳥部吉志五百国。於"同国久良郡。獲"白雉"献焉。即下"群卿"(神護景雲2年6月閏6月)武蔵国橘樹郡人飛鳥部吉志五百国。於"同国久良郡"、獲"の雉"がまず、

本紀 巻二十九)

例 しき。故、其地をば今に須賀と云ふ。(古事記 に到り坐して詔りたまひしく、「吾此地に来て、我が御心須賀須賀斯」とのりたまひて、其地に宮を作りて坐 故、是を以ちて其の速須佐之男命、宮造作るべき地を出雲国に求ぎたまひき。爾に須賀氏は此れに致へ。地 上

する説明の仕方はまったくちがう。⑥の場合、くだんの地が「すがすが(清)しかったから須賀と名づけ」られた、 おいて、字音で表記された地名はすべてこのデンである。その2・3の例 の固有の意味をすてて、単にス・ガという音節を表記するだけの(万葉)カナとして用いられたにすぎない。古代に つまり、地名の須賀という字面と「すがすがし」との間には意味上なんの関係もない。須・賀はそれぞれ漢字として ている。両者に共通するものは、ともに音読の漢字を用いて、それぞれの地名を表記している点であるが、地名に対 ⑤ は、 地名ムサシ・クラキを、 それぞれ武蔵(志)・久良(岐)で表記しており、⑥は、地名スガを須賀で表記し

売をしのぶ――)故、その坂に登り立ちて、三たび歎かして、「吾妻はや」と詔りたまひき。故、その国を号 けて阿豆麻と謂ふ。(古事記 (東国を平定し終えた日本武は、足柄の坂上に立って東方を見はるかし、走水で入水して果てた妃・弟橘比 史

例 を以るは。故、其の御子の生れましし地を号けて字美と謂ふ。(同の二字は。故、其の御子の生れましし地を号けて字美と謂ふ。(同 たまふが産れまさむとしき。即ち御腹を鎮めたまはむと為て、筑紫に渡りまして、其の御子は阿礼坐しつ。阿 (新羅を征服し終えて、北九州へひきあげた神功皇后は――)故、其の政未だ竟へざりし間に、其の懐妊み 上

当っては、初めからそれぞれの字義にもとづいて名づけられたかのように「国名の武蔵と号づけられたのは、武 定して来たというだけのことで、地名と字面との間にはもともと何の関係もなかった。にもかかわらずこれを説くに 後代の地名伝説の特徴を、期せずして露呈したものと云えるであろう(古代の地名伝説にはこの種のものは皆無とい る(久良は久しくかつ長い)ことの象徴である。」とする。それぞれ字面固有の意味によりかかっての説明であって、 四……クラキは、具羅起・九落紀……等々でもよかったはず。ただ、前記のものが慣用久しきに及んで右の字面に固® れぞれムサシ・クラキを表記するためのカナとして用いられた。カナである以上、ムサシは上記の外、牟佐之・無三 (器)を蔵め、文を尊重(崇文)することのしるしであり、また郡名の久良と称されるのは、天皇の治世の永遠であ 初めにかえって例⑤について――すでに触れたとおり、武蔵(志)も久良(岐)も、元来は例⑥と同様、 そ

例 たまはりて、 てすべきやう教へさせ給ふ。御文、不死の薬の壺ならべて、火をつけて燃すべきよし仰せ給ふ。そのよしうけ いまだ雲のなかへたち上るとぞ伝へたる。 (竹取物語――流布本 御使には、つきのいはさかといふ人を召して、駿河の国にあなる山の頂にもてつくべきよし仰せ給ふ。嶺に つはものどもあまた具して、山へ登りけるよりなん、その山をふじの山とは名づけゝる。その煙 —大尾)

例⑩ ず、英比の子は生るゝよりも親に似て、とつけ玉ひけるを奏聞ありければ、其地に生るるものは知恵多しとて、 知多郡と号し、英比の庄とて十六村を賜る。是前田久松氏等の祖也。(『衣浦千鳥集』――国会図書館蔵本によ 上ヶの山々有。其子五歳の時勅使あり。出迎へたまへば、おさな心にかゝみこそすれと仰ける。其子とりあへ 古老伝へいふ。昔菅相公筑紫に赴玉ふ。其三男英比丸は衣の浦にさすらへ住玉ふ。跡ゑいひ殿あくひ坂とて

従 珠流河者、 第 21 巻 急波奔濤之流派、 雑部三 駿河国) 国郡繁多也。 其河百琢波磨」風、 恰如"珠玉"。故、終以為"国号"。(新校群書類

る

(口) 駿河者、有二三大河。而其濤勢、 如"駿馬駈"千里。故為"国号。(同 上

士」がすでに大手を振ってまかり通っている。漢語としての「富士」が当時もはややまとことばと分かちがたいまで 利用しての地名伝説であることは云うまでもない。その「富士」が地名フジを表記するためのカナとして用いられた 奈良朝末期に初めて「富士」が現れて、以来これが盛行するにいたった。前記竹取物語の大尾の一節は、この字面を 土記(逸文)中にすでに2・3の例を見るからである。地名伝説「邇磨」(備中国)・「功地山」(摂津国)・「武庫」 れが侮蔑の対象以外の何物でもないとすれば、ワタリ言葉として使ったテン・マンが日本語ではないからである。 ものであれば「富士」はもちろん日本語である。もしそれが「士に富む」意味での「富士」だとすれば、それは固有 に、日本語化・日常化していたからに外なるまい。この傾向は、しかし案外早くから芽生えていた模様である。古風 ということはありえない。たとえば――天満宮(これは純粋のやまとことばではないが)の由来を説いて曰く、テン の日本語ではなくて漢語である。そもそも外国語ないし外来語をもって、わが国固有の地名の意味や由来を説明する コモジ言葉氾濫の現代においてすら然り、いわんや古代においておや、と云いたいところだが、前引のとおり「富 (ten) のマン (man) たちが力を合わせて作ったお宮だからテンマン宮という、と云ったとしたらどうだろう。こ 例⑨について付言するならば、富士山のフジをあらわす万葉ガナは、不尽・布士・福慈……等十数種にも上るが、

由を再構成しようとしても、当らないことは火を見るよりも明らかで、その非なることは江戸時代の国学者のつとに 元来カナとして用いられた、 地名表記の漢字面に対して、その字義にもとづいて、命名の由来ないし理

ひとつの転機がおとずれつつあった。したがって、この前後の時期を、地名伝説における古代と後代とを分ける分水 みても、せいぜい「壬申」どまりであろう。つまり、そのころからきわめて徐々にではあるが、地名伝説の説き方に (同上)などがそれ。これらの地名伝説の成立の年代は、いま正確には明らかにしがたいが、しかしいかに遡らせて

嶺と見て大過ないものと考えられる。

指摘したところである。しかし、その当・不当は別として、そこに流露している、地名に対する解釈的意図の存在は、 触れた、地名伝説の2つの型のうち、 まさしくそれは後代の国語意識へとつながる源流のひとつであることも否定できないであろう。同時にそれは序説で これを否定することはできないであろう。そして、それは謂うところの語源俗解にすら達していないかも知れないが、 A 型 (解説的)の系統につながるものであることも多言を要しないであろう。

# 五、記紀地名伝説の実像

名に対する国語意識によってみちびかれたものであることは上述のとおりであるが、では旧辞所属のそれは何による みることとする。 ものであったか。 のものに対する伝説生成者の態度において、さらに質的なちがいのあることがわかった。後代のそれが主として、 以上によって、旧辞所属の地名伝説と後代のそれとの間には、時間的に大きなへだたりがあるだけでなく、地名そ 以下、 上掲の対照表のうち、とくに集中度の高い神武・景行両巻の地名伝説を代表として粗描を試 地

たように、 がこれに当るものではなかろうか。もしそうとすれば、帝紀・旧辞が天皇家にとって「邦家経緯・王化鴻基」であっ か。持統5年8月の条に、大三和氏以下18氏に対して、それぞれの「祖等墓記」を上進させたという、その「墓記」 承のあったことはいうまでもない。しかしそれは一般には旧辞(もしくは本辞)とは呼ばれなかった。 されて幾種類もの異本の並存を見るにいたった事情についてはすでに触れたが、 神武朝の地名伝説について――旧辞は元来、天皇家の語り部によって語り伝えられ、やがてそれが他氏に伝写 謂うところの墓記もまた諸氏にとって、存立発展のための「経緯」であり「鴻基」であったことはいうま 他氏には他氏で、それぞれ固有の伝 何と呼ばれた

でもない。そして墓記をもち伝えていたものは、むろん上記の18氏にはかぎらない。しかもそれが氏族制・姓制・律

化し、常套化することによって、しだいに力を失って行ったこともまたさけがたい事実ではあったが。 න ろ当然のなりゆきであったことについてはさきに触れたが、とりわけ大和政権の基盤設定の物語である神武朝の旧辞 点にしぼられてゆくはずである。各氏族のもち伝える旧辞が「正実に違い、虚偽を加える」ことの多くなるのはむし るであろうか。文字なき時代にあっては、伝承のたしかさを証するもっとも有効な手段のひとつは、 に、各氏族の利害が深いかかわりをもち、したがって、そこに地名伝説の集中的に現れる意味もおのずから了解され 令制の複雑にからみ合った、当時の社会制度の中にあって各氏の社会的立場を保障する、もっとも重要なよりどころ いう地名が生まれて、今現にここにあるではないか。――それがきわめて有効な実証的手段であったところから常套 々を地名に結びつけることであった。 であり、そしてそれが天皇家の旧辞といかにかゝわってゆくか――古代伝承の焦点のひとつはまさにこの一 ----むかしa地においてA氏にかかるAという事件があった、 物語の要 よってaと (かな

に結びつけて伝えられたものである。 大和およびその隣接地に集中している。その大多数は所在に蟠居する土酋・土豪との戦闘・謀略・制圧の物語の要々 さて――ここに取りあげる6(記)ないし19 (紀)の地名伝説は、それぞれ神武の東征物語中、 究極の目的地たる

南郡) 皇師は、順路河内から大和に入ろうとしてナガスネヒコの抵抗にあい、やむなく後退して水上に浮かび、はるかに紀 すべて水に縁のある地名で、古くはそれぞれに水上交通の要衝であったと思われる。すなわち、大阪湾から上陸した 歌山市) かるものである。 (a) のグル ――以上紀。これらは一群をなすもので、皇師(書紀の用語に従う)が大和進入以前の海上漂航中の物語にか し プ。 遺称地は上記のとおり、河内から紀伊にかけての各地に比定されており、 タデッ ナニハ (大阪府大阪市)・タデツ・オモノキ (大阪府牧方市か)・ヲ (雄) ノミナト (大阪府中河内郡)・チヌノウミ (大阪府泉南郡一帯の海)・ヲ (男)ノミナト(和歌山県和 かつオモノキを除いては

ない。 危難に満ちたこの時期における最大の貢献者は誰であったか。海上舟行をなりわいとする氏・部族であったにちがい 母は海神、 伊から熊野を迂回しての大和入りを余儀なくされた。 それは皇師所属のそれであったか、それとも上記各地土着のそれであったか。何れにせよ、この辺の記述は海 如何にぞ我を陸に厄め、また海に厄むや」と悲痛な言葉を残し、入水して果てた。皇師にとってもっとも この間、 皇兄五瀬は負傷、 同じく稲飯は 「あゝわが祖は天神、

に生きた氏・部族と、

直接間接深いかかわりのある伝承であったと思われる。

上記。 返した所であると。 血が流れてかかとを没した所であると。またカブラザキは、 大和入り第一の難関であった。そこを無事踏みうがち通ったのでウダノウガチというと。 シ)一族との深いかかわりを推考させる地名伝説群である、 は、宇陀の土魁エウカシの討伐で、右はその時の物語の地名伝説群。 のグループ。 ウダノウガチノムラ・ウダノチハラ――以上紀。ヤタガラスに導かれて大和入りを果たした皇師の最初の作戦 ウダノウガチ(奈良県宇陀郡)・カブラザキ(遺称地未詳)・ウダノチハラ(同県宇陀郡?) 何れも皇師諸族にとって忘れがたい土地がらであるが、とくに宇陀の主水部(遠祖、 エウカンに降服をうながしたが、これに応ぜず鳴鏑を射 ウダノウガチは吉野の国巣族の住む険要の地で、 チハラは頑敵をセン滅して、 オトウカ **|**以

をおいて戦った所であるという。またトミは、 説は紀のみ。 われたが、 し続けた土豪の雄で、 なっている。さて、国見丘のヤソタケル・磯城のエシキ・鳥見のナガスネヒコ、この3者はさいごまで皇師をなやま (c) のグループ。 上記3つの坂はその時の戦略上の要衝で、 記は、 メサカ ほぼ同じ筋を追いながらも、歌謡を伝えることが主となり、 ここに戡定作戦は最大の山場にさしかかる。懐柔・謀略・呪禱等、あらゆる手段を尽くして行 (奈良県宇陀郡)・ヲサカ(同上)・スミサカ(同上)・トミ(同県生駒郡) ナガスネヒコとの難戦中、突如金鵄が飛来して皇師を勝利にみちびい メサカは女軍を、 ヲサカは男軍を、 平定物語はそのかげにかくれた形と スミサカは妹 ——以下地名伝 (おこし)炭

た奇跡の地。 これは物部氏と深いかかわりをもち、 他面大陸へのつながりも考えられる物語で、 騎馬民族説ひいては

「天孫民族」の出自についての連想をさそわれる、とくに注目すべき伝承のひとつである。

キダ 軍)の大軍がイワミ の討滅に関する地名伝説群で、イハレは大和平野から宇陀山塊へのネックに当る要衝の地、 (d) のグループ。 (同県十市郡か)・ハニヤス イハレ (満)たる所であるという。しかもここは、 (奈良県磯城郡)・タケダ (同県高市郡) ――さてドンジリにひかえた土豪は磯城のヤソタケル。これらはそ (同県橿原市。宇陀郡とする説も)・キダ 神武の和風称号イハレビコの由来する地名でもある。 そこに皇師(一説には敵 (同県添上郡)・ツラマ

偶然の結果とは思われない。タケダはそこで皇師が立ちあがって雄たけびをした所であり、 ラマキダは敵屍が累々として「臂(ただむき)を枕にした」所であるという。ここにイハレ以下4つの地名伝説を投 この長物語をしめ括ったことは、動かしがたい勝利の記念碑をそこにうち建てたことを意味するであろう。 キダは城を作った所、 ッ

もっとも因縁の深い土地がらであり、そこをこの東征物語の終着点としたことは、

さればここは大和政権にとって、

作り呪禱を行って戦勝に大きな貢献をもたらした、その土を取った所であると。これはその遠祖が終始この物語と深 在であったことも多言を要しない。 土着の人々にとって信仰の象徴的存在であったのに対し、香具山はいわゆる天孫民族の心のふるさとともいうべき存 Ų かかわりをもった倭国造 (遠祖、 椎根津彦)一族と不可分の関係にある伝承と思われる。 ちなみに、 三輪山が大和

又ハニヤスは、万葉の歌々では香具山の北麓のあたりと思われるが、ここでは山の嶺としている。そこの土で祭器を

囲 初めての国見の行事にちなんだ地名伝説。最後のものは、やはり国見の一種で、物部氏の遠祖、饒速日の、空からこ のグループ。 ――クメノムラは東征に大功のあった久米氏に対する行賞の地。 クメノムラ(奈良県橿原市)・アキヅシマ・ソラミツヤマノクニ またアキヅシマは大和平定後、 (ともに大和政権の威令の及ぶ範 神武の

上記饒速日のソラミツヤマトノクニをあげている。古代社会――というよりもむしろ古代伝承の中における物部氏の よる「浦安国・細 戈千足国・磯輪 上 秀真国」、大己貴の命名による「玉 牆 内 国」とならべて4つめの命名として、「本語を関する」とならばる「しゅからのは、 に対して絶対権を有するものでなければならない。神武紀の最終の段には、さきのアキヅシマの外、 会における特殊な地位を暗示する伝承というべきであろうか。すなわち、国土に対して命名し得るものは、その国土 の国土を見おろしての命名によるものであるという。されば、上述の地名伝説トミとともに、これは物部氏の古代社 伊奘諾の命名に

容易ならぬ地歩がうかがわれるではないか。

られた「18氏」の中の然るべき氏々、その他の伝承(「祖等墓記」又は「祖等所仕状」など)をも広く参酌して成立 は天皇家の伝承 であって、歴史的にも社会的にもきわめて重要な意味をもつものであることはいうまでもない。だとすれば、 以上で、 神武朝における地名伝説の粗描を終わるが、さきにも触れたように、この巻は大和政権の基盤設定の物語 (旧辞)を中核としながらも、上来指摘した諸氏族の伝承のほか、たとえば持統5年8月の条にあげ この巻

を補強しつつ、これを以て新たな社会組織の典拠としようとしたもののように思われる。(この巻における記紀の地 したのに対して、 しているものと思われる。 の姿からは大きく変貌してしまったであろうことも想像に難くない。(もちろん、その伝承に地名伝説をもたなかっ み上げられたこともあって、 して、異質な伝承からの切りとり、切りすて、つぎはぎが大胆に行われたであろう。その上、書紀が編年体として編 名伝説の数が、それぞれ6・19というところにも、この間の消息が反映しているものと云えようか)。 古事記は諸家所有の旧辞を討覈して「偽を削り実を定め」て、できるかぎり純粋な旧辞としてこれを保存しようと 書紀の方はむしろ、大和政権的史観と相容れないもの以外は、広くこれを受け容れて天皇家の旧辞 ―あともと、 旧辞は編年体にはなじみにくい伝承体であったと思われる 当然の帰結と 旧辞本来

ため) た氏々は、 この物語 〈大和政権の基盤設定〉 の成立に貢献しなかった、 などと云っているのではけっしてない。

ずつのそれを含む、 В 景行朝の地名伝説について――この巻は10の地名伝説からなる、景行自身の西征物語ほと、 日本武の東征物語的とからなる。 前者は書紀だけの所伝であって、この辺にも文学に傾こうとす 記紀それぞれ6・5

力を誇示する戡定作戦もある。 だしその内容は全くちがう。神武のそれは危難に満ちた戦闘・謀略・圧服の血なまぐさい物語であるのに、これはい ならって「巡狩」という)の物語であって、 る古事記と政治を重しとする日本書紀との立場のちがいが露呈している。 されたものであり、 れはまさに充実した大和政権の武威と権力とを内包した、一種の政治的デモンストレーションの物語化に外ならない。 わば一種の政治的ショーの物語化であった。だからそこには悠々たる遊行・観風 の巻の西征物語であった。次項的の日本武の東征物語もまたその例にもれないであろう。 しかしこのような大和政権の実績は、もちろん一朝にして成るものではない。幾世代にもわたる継続的事業の集約 まず(のについて――書紀の記述によれば、 それが景行という、 また、天の感応を示現する奇跡があり、土神・土酋を宥和する恩沢の物語もある。 一人の架空(?)の明君を主人公とする旅の物語として結実した、それがこ 景行の西征物語は前後6年におよぶ征討・撫綏 時間的にも地理的にも、 規模の雄大さは神武の東征物語に匹敵する。 (風=風俗・風光)の旅がある。 (以下、 書紀の用語例に た

伐を決意、 そこの地形を観望してオホキタ(大分県大分郡)と名づける。 ツバキチ 九州へ渡った景行は豊前国の一角に行宮を定めてそこをミヤコ(福岡県京都郡)と命名。ついで豊後国に (遺称地未詳)で戦備をととのえ、 チダ(同上)でツチグモの党類をセン滅して、 所の女館・速津媛の進言を容れてツチグモの討 それぞれ地名

代市付近)の地名が生まれる。つづいて葦北より舟にのり、海上はるかふしぎな火光にみちびかれて目的地に達し、 そこをヒノクニ き小島に一泊、 で、 伝説をとどめている。さらに日向国高屋宮 て、その国の佳人を召して子孫(日向国造の始祖)をのこす。また、ある春の日に丹裳の小野(遺称地未詳) はるか東方を見遥かし、所感を述べてヒムカの国号の由来とする。肥後国ではオトクマを誅して、 水を求めて山部の遠祖(小左)をして、天に祈って寒泉を涌出せしめ、よってミヅシマ (佐賀・熊本両県と長崎県の大部)と命名する。また阿蘇国では、土着の神アソツヒコの名にちなん (熊本県・阿蘇郡)と呼ぶこととし、 (遺称地未詳)に行宮を移してクマソタケルを謀殺。留まること数年にし 一転して筑後国三毛郡では大樹を見て感動し、 たまたま水な (熊本県・八 に遊ん

から、 そこをイクハ と命名。さいごに的邑(いくはのむら)で食事をとり、 (福岡県・浮葉郡)と名づけて、この数年にわたる巡狩の長物語をしめくくっている。 たまたま膳夫が盃(いくは)の持参を忘れたところ

でその国をアソ

の地名を与える。また八女県粟の岬の景観にふれては、

所の神ヤメツヒメにちなんでヤメノクニ

ミケ

(福岡県

以上が景行の西征物語にまつわる地名伝説の粗描であるが、旅(巡狩)の物語がいかに地名伝説と不可分の関係に 推想に難くないであろう。

が、 以外にも、 る。これは書紀所伝の地名伝説が、中央のみならず現地においても重視されていたこと、 書紀の伝えるそれと相重なるものはミヤコ・ツバキチ・チダ・オホキタ・ヒノクニ・ヒムカ・アソ・イクハの8であ ついでながら、日本武にまつわる地名伝説は冒頭に表示したとおり、記6・紀4にすぎないが、常陸国風土記には ちなみに、 それぞれゆかりの地名と結合して(地名伝説の形で)伝えられていることは注目すべき事実でなければならない。 景行西征の物語が広く各地に根をおろして生き続けていたことを示しており、 九州各国の古風土記に採録されている景行関連の地名伝説は、 逸文をも含めると41にのぼる。このうち、 ならびに、書紀所載のもの しかもそのほとんどすべて

ることを思えば、 16 (内2は弟橘媛に関するもの)をのせている(記紀と重複するものなし)。一国の風土記の記載が氷山の一角であ かって存在したであろう日本武伝説の、東国における密度と広がりとには想像を越えるものがあっ

このことはまた『宋書』に伝える倭王武の「上表文」の一節を思い出させる。

渡平海北、九十五国、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、 封国偏遠、 作藩于外、 自昔祖禰、躬擐甲胄、 **跋涉山川、不遑寧処、東征毛人、五十五国、** 西服衆夷、 六十六国、

的記憶をふまえながら、有意無意のデフォルメを加えつつ伝承しているうちに、一人の名君・一人の英雄を核として 和銅6年5月の詔命によって「山川原野名号所由」の録上を求められても、その手がかりがなかったからである。 つけつつ伝承されなかったとしたら、少なくとも地方におけるこれらの物語の大半は烏有に帰していたはずである。 しだいに収斂してあのような形をとるにいたったものと思われる。それにしてもこれらの物語が、かりに地名と結び とは多くの史家の認めるところである。だとすれば、上記景行・日本武に関する伝承も長きにわたって集積された史 結果論のきらいはあるが、伝承の保存に協力した地名伝説の貢献は、あらためて評価しなおされて然るべきであろ 上表文の性質上、かなりの文飾はさけがたいとしても、その内容はほぼ史実の線に沿ったものであったであろうこ

(書記では賊としている)にあざむかれて野火の難に見舞われた日本武は、叔母・倭比売から与えられた火打石で向 (b) (日本武の東征物語)について――東征物語の最初の地名伝説はヤキヅ(静岡県焼津市)。そこで当所の国造 逆に国造一味を焼き亡ぼす。 よってそこをヤキヅという、と。さらに東進して走水の海を渡ろうとして

風浪にあい、弟橘比売の入水によってあやうく難をのがれる。書紀はここにハシリミヅの地名伝説を伝えているが、

う。

を碓氷の坂でのできごととしているが、おそらくは資料提供者の本貫のちがいによるものであろうか。第4は甲斐の にヰサメノシミヅ たミコトは苦悶のうちに山を下り、やがて死を迎える。波瀾に富む英雄の物語の終局の場面である。古事記ではここ 酒折宮での、第5は尾張の美夜受比売との唱和の物語。 坂。この坂上で、東方を見遥かした日本武は比売をしのんで「三嘆」してヅィの地名伝説をのこす。書紀はこの物語 シャした野焼きの民謡で、この場合、地名伝説に代位して用いられたものと思われる(後述)。 のこの絶唱を一首挿入している。しかし、この歌はもともと比売とは無関係な相模の国ぶり歌、 古事記にはこれが無い。その代わり「さねさし相模の小野に燃ゆる火の (同上)と相ついで4つの地名伝説をここに集中している(書紀ではここを、ヰサメガヰひとつにしぼってい (岐阜県不破郡か)・タギ(同県多芸郡)・ツエツキザカ(三重県三重郡)、ひとつの歌をはさんで 第6は伊吹山の山神征服失敗の段――山神の毒気にあてられ 火中に立ちて問ひし君はも」――弟橘比売 第三の場面は足柄の ないしは人口にカイ

知らずしての誤りであったか、それとも承知の上でのあやまりであったか。私は後者であると思う。 伝説をそこに結びつけていたと思われる。それを後に、れいの野焼きの民謡――サネサシ 古事記も初めは駿河のヤキヅであった、と同時に走水の風浪の段も、 ろいろと論じているが、ここは古事記 うに、地理的常識からして、書紀のいうとおり駿河のヤキヅとする外はないであろう。この点について**『記伝』はい** ヤキヅの所在を、古事記は相模とし書紀は駿河としている。その遺称地は、今日一般に静岡県焼津市とされているよ での国しのびの歌から遺族たちのミハフリの歌へと続いて、大きな余波を打ちあげつつこの物語を結んでいる。 る)。それはさながら、命の終点に向かってなだれ落ちようとする、ミコトの息ざしを聞く趣である。 以上がこの東征物語における地名伝説の粗描であるが、以下2・3の点について、 (の旧辞、 以下同じ)の伝承者の誤りと見るほかはあるまい。 れいの歌ではなく、書紀同様ハシリミヅの地名 やや細論を試みる サガミノヲノニ・・・・に代 問題は、 というよりも (1)さきの それが

置する趣向を思いついた。比売をしてこれを絶唱せしめることによって、ヤキヅの火難の場における日本武の思い出 ればならない。文学性を志向する古事記の伝承者はこの矛盾を承知の上で、あえてヤキヅを相模とし、併せてハシリ ひびき合って、哀恋物語としての悲劇性をいやが上にも盛り上げる結果となった。だがそれには、サネサン 書紀はヤキヅを駿河として地理上のツジツマを合わせた結果、サネサシ……の歌は、これを取りあげる余地を全く失 ミツの地名伝説を野焼の民謡にすりかえた。文学的には大きな成功であったことはいうまでもない。合理主義をとる にひたりつつ、入水せしめることになり、この物語の悲劇性・文学性を一段と高めることに成功した。そのかわり、 ってしまった。合理主義に義理立てをした書紀の、この辺の行文の何と散文的であることか。 ……の歌の文句と平仄を合わせるために、火難の場ヤキヅを駿河ではなく相模とする地理的矛盾には目をつぶらなけ ハシリミヅの地名伝説はこれを切りすてる。それがまた、のちの足柄の坂上における「三嘆ーアヅマはやーの言葉と サガミ

を発揮するものであることの、これは恰好の例というべきであろう。 なお、このような人口にカイシャした歌を利用することは、時に地名伝説同様、いやむしろより以上に伝承的効果

場合もある。たとえば足柄の坂本で、日本武は食いのこしの蒜の片端を山神の化身たる白鹿の目にうちつけて殺し、 蒜をかみて人及び牛馬に塗る」習俗の起源だとしている。足柄を海道一の難所とすれば、御坂は山道一の難所であっ 濃国阿知駅と美濃国坂本駅との間の御坂峠)での出来ごととしている。そしてこれをもって、「是の山を踰ゆる者は その上で無事足柄の坂上にのぼり立つ。――これは古事記の所伝だが、書紀ではほぼ同じことを伝えて信濃の坂 このような険難を越えるに当っては、山神の妖気を払うための呪術として、これは当時広く行われた習俗のひと 歌物語が、ときに地名伝説に代替されることは右のとおりだが、時としては民間の習俗そのものが代替される

つであったと思われる。

であったと思われる。そのためには地名同様、歌も諺もまた習俗も広く知られたものであればあるほど効果的であっ 語をして権威あらしめるとともに、聞きてに対しては深い印象を与えて、物語を永く記憶にとどめさせる有効な手段 旅の物語の要所々々に地名を、歌を、諺を、ときに習俗を結びつけて、それぞれの起源伝説として語る。 それは物

な矛盾に気づかないはずはないからである)。ともあれ、地理的な矛盾は矛盾として、ここに相ついで投入された4 な特殊な効果をねらって、ここに点出したものではなかったか。伝説の生成者がひとりであったとしたら、 で個別に、 切りすてている。合理的である。(ともすると、この4つの地名伝説は、もともと伊吹山麓をめぐるそれぞれの地点 きつもどりつ、はなはだとりとめがない。だから、ここでも書紀は地名伝説をヰサメガヰひとつにしぼって、あとは ており、 ないか。しかし、ここでも古事記は地理的な矛盾を犯している。すなわちこの4地点は岐阜・三重の両県にまたがっ というわけで、起ちつ、たおれつ、いざりつ……まさに苦悶の象徴である。切迫した巨人の息ざしが聞えるようでは がツエツキザカ。とうとう「足がマガリのように三重に曲ってしまった」といってさじを投げたところがミへの村。 しても「吾が足、え歩まず、たぎたぎしくなりぬ」と云ってそこをタギと名づける。杖にすがって歩きかけたところ ある清泉のほとりで憩い、やっと正気をとりもどす、そこをヰサメノシミヅという。ようやく歩きはじめたが、どう 悶のすがたを描き出そうとしているかに見える。すなわち、 つの地名伝説の文学的ないし文体論的効果はさきに触れたとおりである。それは後世の能楽などでいう、序・破・急 (3) 英雄の物語のさいごの場面――さきに触れたように、 死期に直面して苦悶する人間の行動範囲をはるかに越えている。また足跡の順序も「尾津」の歌を含めて行 かつ断片的に語り伝えられていたものなのかも知れない。それを古事記の伝承者が拾いあつめて、 古事記はここに4つの地名伝説を投入して、 山神の妖気にあてられたミコトは昏迷のうちに山を下り、 ミコトの苦 文体的

の呼吸と一致するものがあるように思われるが、いかがであろうか。

ば舞台回しの役割である。別言すれば、長い文章における段落の目印としての機能である。それならば必ずしも地理 揮しているように見える。つまりひとつの場面(できごと)にしめくくりをつけて、話をつぎの場面へと運ぶ、いわ を保証するといっても、それはもはや無理な話である。しかし、ここでの地名伝説は、それとはまた別様の機能を発 地名伝説の文体論的効果 ――地名伝説がこのように、 地理的常識を無視するようになっては、伝承のたしかさ

名伝説のもうひとつの意味、 突如数箇の地名伝説を集中的に点出する。そして急迫の気をもり上げつつピリオドを打つ。この一連の流れの中に地 的常識に義理立てをする必要もない。それは歌物語の歌、 (上記②)。歌・コトワザ・習俗・地名、このような種々の小道具を利用しつつ物語を運んでゆき、終段にいたって いわば文体論的な機能が秘められているように思われるのである。 コトワザ伝説のコトワザなどと相通じる働きだからである

る。 の荒賊討伐物語の終段のイタク以下4の地名伝説(常陸国風土記・行方郡)などをあげることができる。 のイハレ以下4の地名伝説(紀)・武埴安彦反逆の物語の終段のクスパ以下3(記)・4(紀) このような意味において、ほぼ完全な形をとどめているものに、奈具社の天女の物語(丹後国風土記・逸文)があ かなり崩れてしまってはいるものの、なおそのなごりをとどめていると思われるものに、神武の東征物語の終段 の地名伝説・建借間命

### 六、収

束

高さについてである。両巻はともに征戦(巡狩を含む、以下同じ)に関する物語ではあるが、すでに触れたようにそ の内容はかなりちがう。前者は大和政権の基盤をそこに確立した物語であり、後者は政権の版図を東西に飛躍的に拡 神武・景行両巻に現れた地名伝説のデッサンを描いてみて思りことは、両巻の地名伝説合わせて46、

記1・紀6)・大山守反逆鎮圧の物語(応神記。地伝1)・墨江中王の反意圧殺の物語(履仲記。地伝2)などがある。 狩の物語 景行両巻の外にも、大和政権の充実強化につながる、 の両巻に集中するいわれも、あながち故なしとしないであろう。征戦の物語には地名伝説はつきものである。神武 大した物語である。地名伝説をかりに大和政権成長の里程標のひとつと見るならば、記紀の地名伝説の半数近くがこ (崇神期。地伝、記5・紀6)・仲哀・神功の北九州巡狩―新羅遠征―皇位継承にからむ一連の物語 同趣の物語を拾うと、武埴安彦の反逆の物語・大毘古の北国巡 (地伝、

ともに、ややもすると漂移しやすいこの種の物語をそこに固定せしめる力がある。そして、それが結果的には伝承の の分布状況である。その征戦物語の要々にちりばめられた地名伝説は、支配権が確実にそこまで及んだことを示すと 実でなければならない。版図のひろがりは政権充実の象徴である。その版図のひろがりを端的に示すものが地名伝説 - 大和政権の基盤強化ないしは充実発展につながる征戦物語によって占められることになる。これは注目すべき事

てよい。これらの物語に現れる地名伝説を前者と合算すると67となり、記紀の地名伝説の7割近くがこの種の物語 何れも武力を前提とする、大和政権の基盤強化につながる物語であり、神武・景行両巻の征戦物語に準ずるものと見

のと考えざるをえない。それが、この両巻に地名伝説の集中的に現れるゆえんと思われる。 の種の物語の伝承には不可欠の手法のひとつであり、そこに重要な語り部的文体のひとつがかっては成立していたも ここまで書いてきて、 ふとひとつのふり払いがたい想念にとりつかれる。もはや半世紀以上にもなるが、かって

保存に大きな力を発揮したことについてはすでに触れた。

したがってこれ(地名伝説を要々に織りこむこと)は、こ

「日本陸軍」が怒濤のごとく中国大陸へ侵入したことがある。朝に一城を抜き夕に一塞をほふる。そのたびに国民は

ほとんど中国半土を被いつくしたことを、今複雑な気持で思い起こさざるをえない。その時の小旗のひとつひとつが、

歓呼して、壁に貼られた地図に日の丸の小旗のついたピンを押して行った。旗は北京に天津に南京に武漢三鎮にと、

図の小旗と、その間に何ほどのちがいがあるのだろうか。千数百年の時の流れをへだてながら、民族心理の地下水は かりに大和政権充実発展の歴史地図にたとえるとすれば、上記の物語の各所にちりばめられた地名伝説と、壁上の地 神武・景行を中心とする上記の巻々に集中した地名伝説のひとつひとつと異なるものなのであろうか。否か。 旧辞を、

案外ちかく通いあっているもののように思われる。

界・軍部、 ちなみに、神武紀所載の次の記述、「兼,,六合,以開,都、 また一部の学者・言論人の好尚に投じ、膨張主義の国策の理念の淵源として、誇大に宣伝利用されたこと 掩"八紘|而為」字」――とくにこの、あとの一句が時の政

る、 な美辞麗句、ないし理念まる出しのキャッチフレーズよりも、伝承の過程において期せずして語り出され語り継がれ しかしすなおに流露しているように思われるのであるが、いかがであろうか。蛇足ながら、 元(を代表した神武の言葉)と見做そうとすることの不当なことは論をまたないであろう。私にはむしろ、このよう は、なお記憶に新しい。 のであるかどうか、 たとえば地名伝説のような、伝承の副次的産物の中にこそ、 かし、このような美辞麗句は多く中国からの借りものであって、これが書紀成立当時の民族の意向を反映したもの はなはだ疑わしい。ましてこれを神武の昔にまでさかのぼらせて、民族の思想・感情・意思の根 民族の深層をひたす思想・感情・意志が、 ユングのいう、民族心理 かすかに、

国の物語、 れない。記紀には、たとえば妻を求め新居の地を求めての旅の物語、物いわぬ王子のために鵠の鳥の跡を追っての回 力を前提とした旅の物語である。そして、旅の物語には地名伝説はつきものである、と云いなおした方がよいかも知 神武・景行両巻その他上記の征戦物語は、 ミソギの聖地を求めて旅をゆく王子の物語、また破鏡の悲しみを抱いた薄幸の女性の客死の物語等々が地 しかし、もうひとつワクを拡げて考えれば、それは旅の物語である。武 の「原型」のひとつの露頭をそこに見る思いがするのである。

名伝説と固く結びつけて語り伝えられている(前掲の「対照表」参照)。

土記)・奈具社の天女の放浪物語(丹後国風土記)などがある。それらを見れば、 とえば3236・3237などを介して、後世のいわゆる「道行きぶり」――あの一種独得の文体を有する旅の物語へと接続 い関係にあるかを思わないわけには行かないであろう。これらはまた、万葉集巻13の巻頭に近く並べられた諸歌、 (播磨国風土記、 神前郡)・阿遅須枳高日子の物語(出雲国風土記(仁多郡)、また逸文では賀茂社の建角身の回国物語 古風土記の中にこの種の物語を求めれば、もっとも古色を色濃く保存していると思われる景行妻まぎの物語 巻頭)・大汝親子の逃走(追跡)物語(同上 飾磨郡)・大汝、 小比古尼のガマンクラベの物語 いかに旅の物語と地名伝説とが深 (山城国風 同 た

する、これらの物語はその源頭をなすもののように思われる。

ちがいはやむをえないとしても、 古風土記に伝えられた地名伝説の量のいかに多いかを見よ。そこには、逸文まで合算すると、数え方によって多少の 活感情が期せずして、古老相伝の「旧聞異事」つまり「旧辞」と結びついて現れたもの、それが古代地名伝説であっ 気がする。 の物語はとくに大地と関係が深い。その要所々々を大地に結びつけて後代に伝えようとした気持はよく分かるような の生活には土のにおいがしみ着いているように思われる。「前言往行の存して忘」るべからざるもの、 そのほか、国生み・国引き・国見の物語といい、築堤・通水の物語といい、総じて弥生・古墳時代に生きた人たち 記紀における旧辞の量に比して、そこに現れる地名伝説の量は必ずしも少ないとはいえないが、 無慮五百数十件に上る地名伝説がひしめいているのである。土に生きた人たちの生 その中でも旅 一転して、

たといえないであろうか。

Ę (2)では、 る。 遡りうる上限はほぼ「壬申」どまりであることについても。これに対してB型は、旧辞の中にのみ存在し、旧辞と 取りこんで物語のために利用したのである。そのためには物語があって初めて生まれたような、知名度ゼロの地名 を呼ぶ共通の符牒が、物語のあるなしにかかわらず無くてはすまされないからである。つまり、物語があって初め ともに亡び去ったものであり、A型との間には時間的に200年以上のひらきがあるのみならず、生成の要因もA型 る解釈的意図のあらわなものであって、後世の国語意識へとつながる可能性の強いものであること、 て地名が生まれたのではなく、初めからあった地名を、物語の方から求めて近づいて行った、そしてこれを物語に たと思われる。しかし一般的に云って、地名と物語とは別ものであった。集団生活の行われるところ、 であり、昔もあったにちがいない。事実、国見の行事などに付随して命名された地名というものもいくつかはあっ ったにはちがいない。たとえばB地C地が合併して新たにDと命名されたというようなことは今日もよくあること のそれとは全く異なることについては上来展述したとおりである。 利用価値もまた高いのである。そこからして、上来述べたようなもろもろの伝承的効果も期待できるのである。 地名と物語とは元来別ものであった。もちろん、時には事件Aによって地名aが命名された、ということもあ 地名伝説にはA・B2つのタイプがあり、これを峻別すべきことについては序章で触れた。A型は地名に対す 物語のためには何の役にも立たないのである。できるだけ知名度の高い、よく知られた地名であればあるほ ならびにその 問題の地点

(もしあるとすれば)、どのような姿で、どのような条件ないし背景のもとに国語意識が芽生えたかを探ぐること しかし、この種B型の地名伝説に国語意識の胎動を全面的に否定するつもりはない。それどころか、その中から それはさかのぼり得るかぎりでのもっとも原初的なそれだからである。ただ、そのためにはB型地名伝説生成 国語意識の歴史的遡及にとってもっとも重要な関心事でなければならない。「旧辞」の時代における国語意

力も木に縁って魚を求める結果にならないともかぎらないからである。 それを直視した上で、もしくはそれを直視しつつ、右の関心事に迫るべきであろう。さもなければ、せっかくの努 の最大の要因ともいうべき上述の諸問題、つまり旧辞と地名伝説との間のあるべき関係をまず直視すべきであろう。

――文中の引例中、古事記・日本書紀・風土記・竹取物語からのものは、それぞれ日本古典文学大系(岩波書店

1・67・2・9による。ただしルビは便宜上最小限にとどめた。また、続日本紀からのものは、輸国史大

系(吉川弘文館刊)2による。「補注」も同じ。

켄

①〇古今顕注に常陸は、ひたかちをひたちとは申すなり、陸をかちともよむなりと云るを、契沖が、陸をかちとよめ ること未知ず、ひたちはひたみちなりと云る、まことに然り、古歌に東道の道のはてなる常陸とよめるは、東海道

の極なればなり。(古事記伝 二十之巻 白檮宮下巻)

はしか書つるなるべし。(栗田寛『古風土記逸文考証』) るには違ひあるまじくぞ覚ゆる。又常道と書ける事は、此国より陸奥まで陸路のひたつづきに続きたる故、文字に 〇比多知は日高道の義か、然らずばカミの約チにて、日高見を云るならむか。其はいづれにまれ、 日高見より出た

約されるが、常陸国風土記冒頭の匈説は右の分系統の源を開いたことになる。 その他多くの説があるが要するにイイヒタミチーヒタカチーヒタツヅキ系統と仰日高見―日高道の約転系統とに集

2 藤原宇合――霊亀2年(716)8月遣唐使。養老2年(718)帰国。3年7月常陸国守として安房・上総・下総の

征夷の功により勲二等を授かる。以下略。 按察使(この頃に「常陸国風土記」成立か)。神亀元年(724)4月式部卿持節大将軍として蝦夷征討。2年閏正月

- ③ 高橋虫麻呈――養老3年(719)から6・7年頃まで地方官として常陸に在住(この間、宇合に協力して同国風 土記の編集に当ったか)。また摂津・丹後・河内・駿河・武蔵・下総など各地を旅行している。
- 4 たとえば――坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋の四氏編集の『日本書紀』上(日本古典文学大系6)の解
- (5) 見るか、それともこれを旧辞所属と見て右の例外を削るか、見解の分かれるところであるが、この巻はもちろん帝 紀十旧辞から成る巻であり、かたがた古事記の他の地名伝説はすべて旧辞所属のものと考えられるので、拙稿では ているが、とすると、帝紀中これが唯一の例外ということになる。唯一の例外を認めて、これを帝紀所属のものと しばらく後者の立場をとることとした。 雄略記所載の地名伝説「呉原」を『帝紀攷』(武田祐吉著作集 第2巻 所収)では、帝紀に含まれるものとし
- ⑥ 武田祐吉著作集 第3巻 49ページ以下。
- 7 目。及土地沃堉。山川原野名号所由。又古老相伝 旧聞異事。載"于史籍;言上。(続日本紀 巻第六) 和銅6年5月甲子(2日)――畿内七道諸国。郡郷名著"好字"。其郡内所>生 銀銅彩色草木禽獣魚虫等物具録"色和銅6年5月甲子(2日)――畿内七道諸国。郡郷名著"好字"。 其郡内所>生 銀銅彩色草木禽獣魚虫等物具録"色
- 8 たとえば――時枝誠記著『国語学史』(岩波書店刊)。永山勇著『国語意識史の研究』(風間書房刊)等。
- ⑨ 古事類苑 書)・久良岐(郡名考)」等となっており、中には久良木(宝生寺文書)とするものもある。延喜式以前における3 字表記のものは見当らない。したがって、かりに3字表記の時代があったとしても、キのカナが岐(甲類)系統の 地部一 によると「久良(続日本紀)・久良(延喜式)・久良岐(倭名抄)・久良・海月・久良岐(諸

- ものであったか、紀(乙類)系統のものであったかはきめがたい。
- 10 「不尽」、平安朝以降は「富士」に人気が集まる。 フジ --不尽(日本書紀)、福慈 巻上)、富士(続日本紀・三代実録)。なお、 (常陸国風土記 筑波郡)、不自・不尽・布士・布仕・布時(万葉集)、富岻 のちには、不二・不字・浮志なども現れたが、奈良朝では
- (1) 「富士」の初見は、天応元年七月の条(続日本紀)
- (12) 古風土記の一部が他書に引用されたものの第一号として地名伝説ニマの原文を引く。

臣 新羅軍,伐,,百濟, 去寬平五年 任"備中介 百濟遺、使乞、救 天皇行,幸筑紫, 彼國下道郡 有:邇磨郷: 將,出,救兵, **爱見,,彼國風土記, 皇極天皇六年** 時天智天皇 爲"皇太子」 大唐將軍蘇定方 攝」政從行 率:

後改曰::邇磨: 下道郡. 見,一鄕戶邑甚盛. 天皇下,詔 其後天皇崩,於筑紫行宮 終不」遺,此軍 試徵"此鄕軍士,即得"勝兵二萬人,天皇大悅 名"此邑"曰"二萬郷"

(本朝文粹二、三善淸行意見封事)

とつとされるが、この場合は「封事」の一部としての、文体的配慮からする、清行の改変と見るべきものと推考さ けての約30-40年間の撰進とするのが、まずは通説。したがって諡号はしばしば古風土記の真贋判定のキメテのひ 行われているが、 のが通例。右のように漢風の諡号を用いることは異例である。諡号の制については史書に明徴がなく、巷間諸説が (右の文中「皇極」「天智」について――古風土記では天皇に関してはすべて宮号ないし諱〈イミナ〉を用いる とにかく神武 ――文武の42代は淡海御船による、奈良朝後半から彼の没年〈延暦4-785〉にか

(14) (13) 「字音地名伝説考」-**『諸国名義考』(藤原彦麻呂著)上** ーその国語学的考察・ 上(静岡女子短期大学研究紀要 第14号)

れる。

(15) 伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穂積・阿曇)上"進其祖等墓記」(日本書紀 の中は、原文割注)。右の「墓記」が次の文の「先祖等所仕状」に当るものであり、それが各氏族の実質的な「旧 持統5年8月――已亥朔辛亥、詔..十八氏'(大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大 巻第三十。 ただしカッコ

節儛。諸臣各挙"己先祖等所仕状、遞進誄焉。(同 上) 辞」に相当するものではなかったろうか。 持統2年11月——乙卯朔戊午、皇太子率"公卿百僚人等与"諸蕃賓客、適"殯宮,而慟哭焉。於չ是、 奉」奠、 奏ぃ楯

- (16) 当時の学界の総力を結集して行なわれた(昭和13年から15年にかけて)。 るものとして迎えられ、そのごの諸曹は多くこれに従っている。これは神武紀元2600年記念事業のひとつとして、 「神武天皇聖蹟調査報告」(昭和17年 文部省発行)――神武東征に関する地名の研究としてはもっとも権威あ
- 17 の伝承と深くかかわるとともに、他面、騎馬民族説とのつながりをも示唆する地名伝説である。 の物語がウラル・トルコ・アルタイ・蒙古にかけてひろがる諸民族の間に、広く分布している。鵄の物語は物部氏 ると説く。この鵄の物語と酷似した建国神話がハンガリーに伝えられており、さらにこの種の、建国に関与する鳥 ヤヒと主従の関係にあったナガスネヒコ(トミビコ)の本貫は鳥見であり、地名トミはこの「鵄」の物語に由来す 物部氏の遠祖ニギハヤヒと天皇家の遠祖とは、ナガスネヒコを介して複雑かつ微妙にからみ合っている。 ニギハ
- (18) 定帝紀及上古諸事。大島・子首、 上毛野君三千。小錦中忌部連首。小錦下阿曇連稲敷。難波連大形。大山上中臣連大島。大山下平群臣子首。今、記, 天武10年 3月。丙戌。天皇御"于大極殿。以詔"川島皇子。忍壁皇子。広瀬王。竹田王。桑田王。三野王。 親執、筆以録焉。(日本書紀 巻第二十九)

記の再編集が、天武帝からひそかに稗田阿礼に命ぜられたと考えるべきであろう」(『神々の流竄』〈梅原猛著作集 がもっとも合理的であろう。この、天武帝の命で川島皇子以下が編集し、中臣大島と平群子首が筆録した原ー古事 猛 書紀が碓氷の坂上としているのは、おそらく上毛野氏の資料によるものではないか。同氏の本貫の地には、碓氷の 影響を無視することはできないであろう。とすれば、日本武の「三嘆」の場を古事記は足柄の坂上としているのに、 上毛野君三千(遠祖、豊城入彦〈崇神記・同紀、国造本紀〉古代上野の大豪族。天武13年、朝臣の姓を賜わる)の 8-p.321>)と。しかし、大勢はなお、書紀の右の記述を以てのちの日本書紀編集の準備作業への出発点と見る のが有力である(日本古典文学大系8『日本書紀』下「補注」29-16)。この立場に立てば、日本書紀の成立には、 の諸氏外)があり、その立場からは、日本書紀の右の記述をもって、「原古事記」の成立の契機と見る考え方を たとえば梅原猛氏は「原ー古事記と小島氏が考えるものは、この大島・子首の筆を以て録したものと見るの

(19) がこの天然の壁をのり越えて、駿河一国を吞みこんでいたとする記伝の主張は、右の⑴②の趨勢に逆行する。 記の記述をすべて真とする、宣長一流の古代観(哲学)に義理立てをしすぎたが故のイサミアシと見るべきであろ 東漸が趨勢であって、これが足柄-箱根の壁を越えることは、のちのちまで容易ではなかったこと。 ものであろう。⑴足柄-箱根は「天下の嶮」として、古くから大きな自然の境界をなしており、それから東はアズ マの国、あるいは「関八州」として、半ば独立的な境域を形成していたこと。(2)武力も政治も文化も、この国では って解決しようとして細論を試みている(古事記伝 古事記が、ヤキツを相模国とする、地理上の矛盾を、記伝は古代の相模国の境域を駿河国まで拡大することによ 二十七之巻―日代宮 二之巻)が、やはりそれは無理という 相模国の西境

近くに「嬬恋」「吾妻」の地名が残っていることも参考すべきであろう。

(20) 般の駅では10~15頭(中には5頭の所もある)を常備することになっていた。しかるに美濃からの入口に当る阿知 の駅と、美濃側最後の坂本の駅とだけは常備30頭と定められていた。これは両駅の間の御坂峠(今日の中央自動車 御坂峠 恵那山トンネルの直上に当る)が東山道最大の難所だったからである。ちなみに、和銅年間、 ——延喜式 (兵部式)によれば、当時信濃国には15の駅があり、常備すべき馬の数は15頭。 吉蘇路の開通を したがって一

21) 拙稿「古代地名伝説の国語学的考察」―その文体論的観点から―I・II (北海道教育大学紀要 第 17 巻 1

見てからは、こちらはしだいにさびれるようになった。

22 〇帯"二江双流、抗"峨眉之重阻。水陸所১湊、兼"六合,而交会焉。(文選「蜀都賦」) 神武紀所載の「兼"六合,……掩"八紘,…」云々は文選・淮南子の次の文からの引用と思われる。

〇古先帝代、曽;,覧八紘之洪緒、一;,六合,而光宅、翔;,集遐宇; (同上「呉都賦」)

〇九州之外、乃有"八 殥 亦方千里。……八殥之外、而有"八紘'、亦方千里。……八紘之外、乃有"八極"、 (淮南子 巻四「ち形訓」) 自:東北

『ユング自伝 ―思い出・夢・思想』  $\frac{1}{2}$ 河合隼雄・藤縄昭・出井淑子共訳(みすず書房刊) |端的に

23)

C・Gユング。アニエラ・ヤッフェ編

は、 2の巻末の「語彙」の項参照。